



2023.11.16

# 非上場株式の相続税評価における“通達によらない評価”

～令和3年8月27日国税不服審判所裁決の検討～

## はじめに

賃貸不動産の相続税の財産評価基本通達(以下「通達」) 6項による否認事案について、令和4年4月19日の最高裁判決で課税庁の処分を認める判断がされましたが、非上場株式についてもその最高裁判決前から通達6項による否認事例が見受けられ、その動向について実務家の関心を集めているところです。

そこで今回は、その否認事例のうち、相続又は遺贈により非上場株式を取得した個人が、通達に定める評価方法により評価して、相続税の申告をしたところ、税務署がその株式の価額を通達の定めによって評価することが著しく不相当と認められるとして、通達6項により相続税の更正処分等をした事案(以下「本件」)に係る国税不服審判所(以下「審判所」)の裁決(関裁(諸)令第3号 令和3年8月27日・以下「本件裁決」)について前編・後編の2回に分けて解説・検討をしたいと思います。

### 【凡例】

本文で使用している法令の略称は以下の通りです。

措法…租税特別措置法 財基通…財産評価基本通達 相法…相続税法

(例) 措法9の7…租税特別措置法第9条の7

# INDEX

## 本件の注目点

- 本件と令和4年4月19日最高裁判決との関係（次頁参照）  
...通達によらない個別の評価が適法かどうかの判断基準はほぼ同じ。
- B社株式の相続税評価について、税務署側が被相続人Xらによる同社の「株式保有特定会社（株特）外し」を否認した上に、その株式の評価について、通達6項を適用して（本来は認められる）S1+S2方式ではなく、純資産価額による評価を行った背景と理由（15頁参照）。  
...本件の全体図はB社の「株特外し」を中核とする、B社を利用した相続税の節税対策。
- 調査の途中に相続人（納税者）側が2度の修正申告をした理由とその影響（14頁参照）
- 評価額の乖離に係る相続人の主張に対する審判所の判断（22頁参照）  
...時価と相続税評価との開差が2倍以下であっても、これらの差額が大きい場合（本件の場合には10億円以上）には「著しい乖離」があるとされ、これが通達6項の適用が認められる「特別の事情」（現在は「合理的な理由」）に該当するものとしている。
- 本件と同様な節税対策の有無（23頁参照）  
...過去に事例あり（「旧トステム創業者長女の申告漏れ事件」）。

## 本件裁決と令和4年4月19日の最高裁判決との関係

本件裁決は、令和4年4月19日の最高裁判決(以下「最高裁判決」)前の裁決で、その判決の影響を受けることなく行われています。

令和4年最高裁判決の前までは、本件裁決もそうですが、国税当局が通達6項により、通達に定める方法による評価を否認し、それによらない評価額を相続税法22条の「財産の価額」とする場合は、「(実質的な租税負担の公平を著しく害することが明らかな) 特別の事情 (がある)」という論理を使っていました(18~20頁参照)。

これが最高裁判決では、平等原則を貫徹せずに通達に定める方法によらない財産の時価評価が認められるためには、「合理的な理由」があることが要件とされ、「通達の定める方法による画一的な評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反するというべき事情がある場合」には、合理的な理由があるとしています。それまでの「特別の事情」という言葉は一切使用していません。

ただ、「通達の定める方法による画一的な評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反するというべき事情がある場合」は、合理的な理由があると判示されていますから、従来の「特別の事情」があるとされる「実質的な租税負担の公平を著しく害することが明らかな」と実質的にはほとんど変わらないのと思われます。通達の画一的な評価によらない個別の評価が適法かどうかの判断のための最終的な判断基準自体はほぼ同じなので、本件裁決は最高裁判決前の裁決ではありますが、通達6項による否認事案として今回検討を行うことにしました。

## [参考]最高裁判決後の課税庁の（評価）通達6項に係る判断枠組みの例

通達6項の適用に関して、令和4年12月9日に関東信越国税局長が国税庁長官あてに上申をし、国税庁長官の承認を得た事例があります。その承認を得た上申書の抜粋は以下の通りです。

### (3) 評価通達6項の適用に係る判断枠組み

...もっとも、最高裁判決では、「相続税の課税価格に算入される財産の価額について、評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反するというべき事情がある場合には、当該財産の価額を上記通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとする事は租税法上の一般原則としての平等原則に違反しない」としている。

最高裁判決を受け、評価通達6項の「評価通達の定めによって評価することが著しく不適當」であるかどうかは、次のイないしハを総合的に勘案して判断することが妥当と考えられる。

- イ 評価通達の定める評価方法以外に、他の合理的な評価方法が存在するか
- ロ 評価通達の定める評価方法による評価額と他の合理的な評価方法による評価額との間に著しい乖離が存在するか
- ハ 課税価格に算入される財産の価額が、客観的交換価値としての時価を上回らないとしても、評価通達の定めによって評価した価額と異なる価額とすることについて合理的な理由<sup>(講師注)</sup>があるか（この場合において、評価通達の定めによって画一的な評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反するというべき事情があるときには、当該合理的な理由があると認められる。）

(講師注) 上記ハの「合理的な理由」は、最高裁判決前（本件も同じ）には、「特別の事情」とされていました。

## 本件の主な登場人物・会社



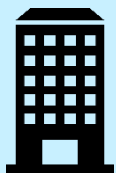
被相続人X

被相続人（享年89歳）。  
生前に所有する上場株式を換金し、  
多額の預金を保有。



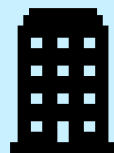
相続人Y

Xの相続人でA社およびB社の代表取締役。  
本件の相続税対策スキームを主導・立案。  
なお、XにはY以外の相続人が6人いる。



A社

Yが代表取締役を務める上場会社  
（製造業）。  
Xの相続開始時点で、YとB社が同  
社の発行済株式総数の過半数を占  
める株式を所有。



B社

YらXの相続人が  
出資する非上場会社



C証券

Xの相続税対策について同  
社ウエルスマネジメント部  
がYに助言。

# 本件の全体像



被相続人X  
(享年89歳)

①平成25年8月 36億円金銭出資（1株3,537円、1,017,856株）[5]



B社

<①の出資前>

- ・ XはB社株式を保有せず
- ・ 株特に該当[3]

<①の出資後>

- ・ 株特に非該当[6]
- ・ 総資産50億円中48億円が株式以外の流動性の高い資産（証券投資信託・外国債・遡増保険など）

B社株式

②平成25年10月 Xが死亡し、Y以外の相続人6人がB社株式を相続[8]

③相続税申告上、B社株式を小会社、併用方式で評価  
(1株1,853円、相続税評価額18億8,608万円) [9]

※平成27年(?)～30年に所轄税務署が③に係る相続税の調査を実施[10]

相続

B社株式



相続人 (Y以外の6人)

④平成29年7月・8月 Y以外の相続人6人が保有するB社株式の約9割を  
B社に譲渡（1株3,763円）し、「みなし配当特例」（措法9の7）の適用[19]  
(措法39「相続税の取得費加算」を適用)

## 本件の概要①（相続税対策スキームの立案まで）

- [1]平成25年10月14日に死亡した被相続人Xは、同年5月末時点で89歳であり、上場株式の売却により得た約38億円の預金を保有していた。B社は昭和56年12月にX他6人で設立された同族会社であるが、裁決書の全記述から推測すると、その後、Xは相続人Yらに株式を譲渡し、次頁[5]の新株発行の直前においては、XはB社株式を有していなかったと思われる。
- [2]Xの相続人Yは、B社の代表取締役やA社の代表取締役を務めており、Xの相続開始時点で、YとB社は合わせてA社の発行済株式総数の過半数を占める株式を所有していた。
- [3]B社は、平成25年8月に新株発行をする(次頁[5])が、その直前の時点では、通達189（2）の「株式保有特定会社」（当時。現在は「株式等保有特定会社」。以下「株特」）に該当していた。
- [4]相続人Yは、Xの相続開始前に、C証券のウェルスマネジメント部の担当者に複数回にわたりXに係る相続税対策を相談していた。その相談のなかでC証券の相談担当者がYに説明した内容には、以下のことが含まれていた。
- ①B社が株特に該当すると、一般の評価会社の株式の場合の原則的評価方式による評価額と比べ、B社株式の相続税評価額は非常に高くなる傾向がある。
  - ②B社が増資を行いXが一定の金銭をB社に出資し、株特と判定されないようにした上でXの相続が開始した場合、B社株式は一般の評価会社の株式としての相続税評価が可能になる。
- なお、裁決書でははっきりしないものの、C証券の担当者の上記説明は、次頁[5]のXの預金の大半をB社に払い込んで行う同社の新株発行、すなわちXの多額の預金の大部分のB社株式化を前提にしていると推察される。株特と判定されないようにすること（以下「株特外し」）は、次世代の相続税対策になるからである。

## 本件の概要②（相続税対策スキームの実行まで）

[5]税理士法人Dは、B社から増資に向けて株式評価額の算定を依頼され、時価純資産価額法<sup>(注)</sup>により、平成25年6月30日時点のB社の株式の価額を1株当たり3,537円と算定した。その算定を踏まえてB社は、第三者割当てによる募集株式の発行（以下「新株発行」）を行い、Xに対して普通株式101万7,856株、払込金額を1株当たり3,537円、総額36億2万9,440円を割り当てた。Xは平成25年8月に当該金額をB社に払い込んだ。

(注) 日本公認会計士協会作成の「企業価値評価ガイドライン」に定める非上場会社の株主価値評価方法の一つ。評価する会社の貸借対照表上の資産（保険の解約返戻金等の簿外資産を含む）を時価評価し、その価額から負債（退職給付債務等の簿外負債も含む）の金額を差し引いて純資産額を算出し、これを発行済株式数で除して計算した1株当たりの時価純資産額をもってその会社の株主価値を算定する。

[6][5]の新株発行により、B社のXの相続前直近の決算期(新株発行後)における貸借対照表上の資産の合計は50億401万1,171円、これに占める流動性の高い資産（現金及び預金、預け金及び投資その他の資産）は48億3,749万379円となり、その資産合計に占める割合は約96.7%で、B社は株特に該当しないことになった。

[7]B社は、新株発行によって調達した資金を含めた資産の運用に関し「投資事業計画書」を作成していた。同計画書には投資目的として、「B社はA社の支配権を維持するため同社の株式を長期的かつ安定的に保有する」「今後、A社において同社のB社以外の株主の負担軽減を目的とした非上場化が必要となった場合、又は何らかの事情により上場維持が困難となった場合に備え、B社はMBOの資金としておよそ10億円の流動性を担保した上で満期が短期である定期性の預金や短期の債券により運用する」「その他の余資については比較的风险が少なく配当や金利が高い商品に投資する」旨の記載があった。

## 本件の概要③（Xの死亡から相続税申告・税務署による相続税調査の開始まで）

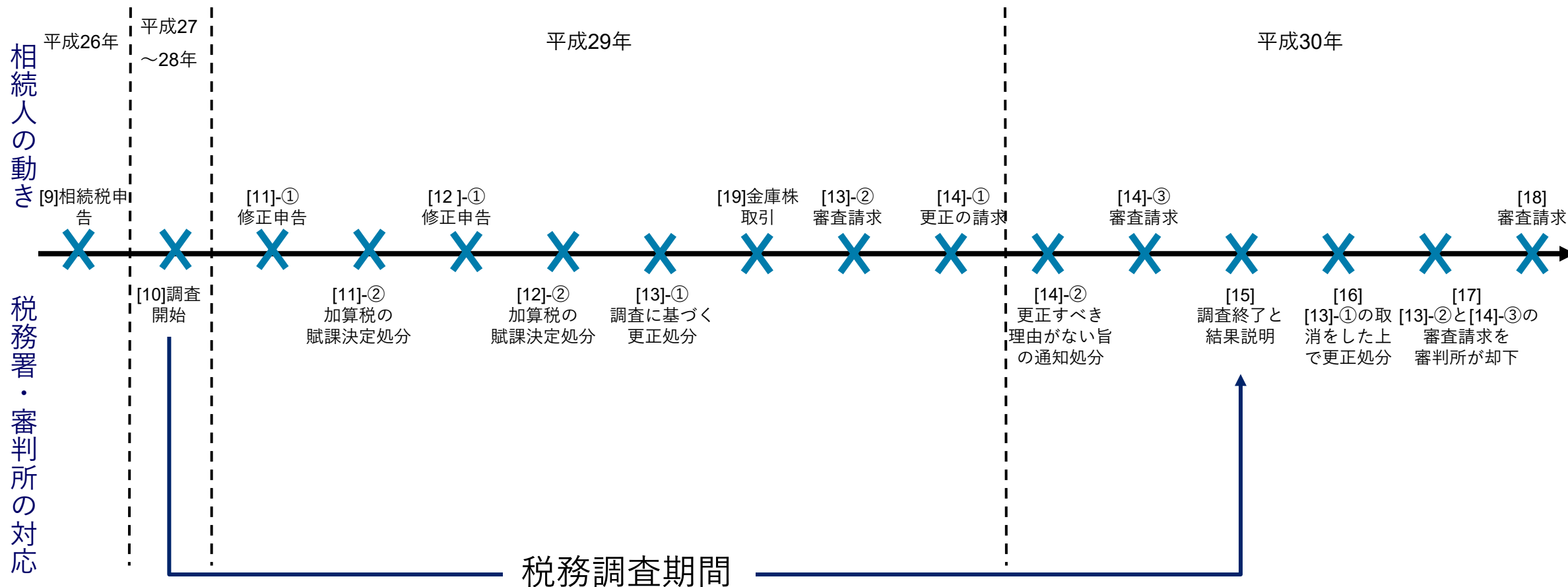
[8]Xが平成25年10月14日に死亡し、その死亡後の遺産分割協議により、Xが保有していたB社株式101万7,856株は、相続人Y以外の相続人6人が取得した。

[9]YらXの相続人は、Xに係る相続税について申告期限までに所轄税務署に申告書を提出し、その申告上、（新株発行に係る）B社株式について、B社は株特に当たらず、通達178の「小会社」に当たるとして、通達179の定めに基づき、B社株式の評価において同通達180に定める類似業種比準価額と同通達185に定める1株当たりの純資産価額を用いて評価する方式（以下「併用方式」）を選択し、その株式の価額を総額 18億8,608万7,168円、1株当たり1,853円と評価した。

[10]所轄税務署はXに係る相続税について実地調査（以下「調査」）を実施し、E監査法人にB社の株式価値の算定を依頼した。E監査法人は、修正簿価純資産法<sup>(注)</sup>によりXの相続開始日におけるB社株式の価額を総額35億5,028万1,728円、1株当たり3,488円と算定した。

(注) 日本公認会計士協会の「企業価値評価ガイドライン」に定める非上場会社の株主価値評価方法の一つ。貸借対照表の資産負債を時価で評価し直して純資産額を算出し、一株当たりの時価純資産額を算定する。全ての資産負債を時価評価するのは実務的に困難なことから、土地や有価証券等の主要資産の含み損益のみを時価評価することが多い。

# 相続税申告後の相続人の動きと税務署・審判所の対応



## 本件の概要④（調査中の相続人による修正申告・更正の請求と税務署の対応）

[11]①YらXの相続人は、調査中に、B社株式以外の相続財産の一部に申告漏れがあった等として平成29年1月に修正申告書を提出した。②①に対し所轄税務署長は平成29年2月22日付で、過少申告加算税の各賦課決定処分をした。

[12]①YらXの相続人は、調査中に本件相続税について2度目の修正申告書を平成29年6月に提出した。この修正申告書において、B社株式の価額を通達189-3ただし書に定める「S1+S2方式」により、総額23億340万8,128円、1株当たり2,263円と評価した。②①に対し所轄税務署長は、平成29年7月6日付で、過少申告加算税の各賦課決定処分をした。

[13]①所轄税務署長は、調査に基づき、平成29年7月7日付で、Xの相続人に対し、通達189-3（本文）の定めに基づき、B社株式の価額を純資産価額方式により一株3,443円（[10]の評価額とほぼ同じ）で評価すべきであるとして[12]の修正申告に対する更正処分を行った。②YらXの相続人は、①の更正処分を不服として平成29年10月に審査請求をした。

[14]①Yら相続人は、Xに係る相続税について平成29年12月に更正の請求を行い、その請求では、B社株式について（S1+S2方式で修正申告をし、また[13]-②の審査請求中であるにもかかわらず）当初申告と同様に併用方式を選択し、B社株式について価額を総額18億9,117万6,448円、1株当たり1,858円であると評価・主張した（当初申告のB社株式の併用方式による評価に一部誤りがあり、当初申告の価額である総額18億8,608万7,168円、1株当たり1,853円とは一致しない）。②①に対し所轄税務署長は平成30年2月に相続人に対し、更正をすべき理由がない旨の通知処分をした。③Yら相続人は②の処分を不服として、平成30年5月に審査請求をした。

## 本件の概要⑤（調査の終了手続・更正処分・審査請求の却下など）

[15]Xの相続税調査を行っていた所轄税務署の職員は、その終了に当たりYら相続人に平成30年8月と9月、国税通則法74条の11第2項及び第4項の規定に基づき、調査結果の内容を説明した。そのなかで「B社株式の価額については、国税庁長官から通達6項の定めに基づき、他の合理的な評価法である純資産価額方式により評価すべきである旨の指示を受けたので、改めてこれに基づく純資産価額方式により評価をする」旨の説明を行った（説明1）。これにあわせて、[13]-①の（[12]の修正申告に対する）更正処分を実質的に取消す減額更正処分を行うとともに、[14]の更正をすべき理由がない旨の通知処分を取り消す旨を説明した（説明2）。

[16]所轄税務署長は、上記[15]の説明2の通り、平成30年9月7日付で[13]の更正処分等を取消したうえで、[15]の説明1を経たものとして改めて2度目の更正処分を行った。この処分において、B社株式の価額は通達6項の定めに基づき、純資産価額方式により総額35億447万8,208円、1株当たり3,443円と評価した（[13]-①と同じ）。

[17]国税不服審判所長は、Yら相続人の[13]-②と[14]-③の審査請求について、その請求に係る所轄税務署長の処分がすでに取消されており（[16]参照）、請求の利益を欠く不適法なものであるとして、平成30年10月2日付で[13]-②と[14]-③の各審査請求を却下した。

[18]Yら相続人らは、[16]の処分を不服として、平成30年11月に審査請求をした。【今回解説する内容】

[19] Xから相続又は遺贈によりB社株式を取得した相続人らは、その株式を平成29年7月と8月の2回にわたって、1株3,736円でB社に譲渡（以下「金庫株取引」）した。この金庫株取引につき相続人らは措置法9条の7の「みなし配当特例」の適用を受けるべく、同年12月に所轄税務署長あてに届出書の提出を行った。

## 本件の審査請求（前頁[18]）における争点と裁決の結果

### ①税務署側の主張

通達189のなお書き、すなわち、「課税時期前において合理的な理由もなく評価会社の資産構成に変動があり、その変動が次の（２）又は（３）に該当する評価会社と判定されることを免れるためのものと認められるとき」に当たることから、B社は株特と判定されるものの、B社株式については株特の株式の評価法を定める通達189-3が認める「S1+S2」方式により評価することを認めると、その評価額が著しく不相当と認められる特別の事情があるとして、同方式の適用（189-3の但し書きの適用）を認めず、通達6項に基づき、B社株式について純資産価額方式により、前頁[16]のとおり評価すべきである。

### ②相続人側の主張

【主位的主張】そもそも、B社は株特ではないから、通達が一般の評価会社（小会社）について定める併用方式により、その総額18億9,117万6,448円、1株当たりの価額1,858円と評価すべきである。

【予備的主張】B社が189なお書きにより株特に当たるとしても、通達189-3が株特について選択的に定める「S1 + S2」方式により、その総額23億1,460万4,544円、1株当たりの価額2,274円（11頁[12]に記載の2度目の修正申告時の総額23億340万8,128円、1株当たり2,263円と金額がやや違うが、再計算して訂正したものと思われる。）と評価すべきであり、税務署側の主張する通達6項によるべき「特別の事情」はない。

### ③国税不服審判所の結論とその後

国税不服審判所は、令和3年8月の裁決で税務署側の主張を認め、相続人側の請求は棄却されました。なお、本件は令和5年10月末現在、東京地方裁判所で訴訟係属中です。

## 山崎 信義

**税理士法人タクトコンサルティング 情報企画部 部長 税理士**

同志社大学経済学部卒業、大和銀行（現りそな銀行）等を経て、2001年株式会社タクトコンサルティング入社。  
現在は情報企画部部長として、相続、譲渡、事業承継から企業組織再編まで、資産税を機軸とした幅広い業務に携わり、各種セミナー講師としても活躍中。



